

## 城西大学内部質保証の方針

建学の精神「学問による人間形成」に基づき、地域社会及び国際社会に貢献し得る人材を養成するとともに、人類文化の発展に寄与することを目的としている本学は、教育研究活動をはじめとする諸活動が、検証と改善を繰り返す恒常的・継続的なプロセスによって、社会から求められる水準に適合するものであることを、自らの責任において保証するため、以下のように内部質保証の方針を定めます。

### 1. 基本方針

- 1) 教育、研究活動について、自ら点検評価を行い質向上への取り組みが行われるように、内部質保証組織を整備し、改革改善を進めます。
- 2) 自己点検・評価は、大学基準協会が定める基準及び本学の点検評価項目に準拠して、毎年度実施します。
- 3) 教育活動及び学生の学習成果については、恒常的に測定・評価を行います。
- 4) 学外評価委員から意見をj得ることで、点検・評価の客観性・公平性を担保します。
- 5) 内部質保証の結果を全ての教職員が理解し、共有することに努めます。
- 6) 自己点検・評価のプロセス及び評価結果を公表します。

### 2. 手続き

以下の手続きに基づいて、全学レベル、学位プログラムレベル等の PDCA サイクル (P:計画、D:実施、C:検証、A:指示) の展開による内部質保証を実施します。

- 1) 学部・研究科は、自主的な改善に基づいて学位プログラムレベルの教育研究の質保証と向上を図ります。
- 2) 学部・研究科及びその他の部局、全学常置委員会は、「教学マネジメント会議」から指示された改善項目を含めた自己点検・評価を毎年度実施して報告書を作成し、点検評価情報管理部(点検管理部)を経由して、全学点検評価委員会(全学委員会)に提出します。
- 3) 提出された学部・研究科及びその他の部局等の報告書は、個別点検・評価委員会(個別委員会)によって大学基準協会の基準等の領域ごとの評価シートとしてまとめられ、大学全体の自己点検・評価報告書原案として全学委員会に提出されます。
- 4) 個別委員会が全学委員会に評価報告書原案を提出する際には、領域ごとの点検評価シート及び各組織の自己点検・評価報告書に基づいて、点検管理部がそれらを集約編集し、原案作成を支援します。
- 5) 全学委員会は、自己点検・評価についての客観性・公平性を担保するため外部委員による評価意見を参考にして全学的見地から原案を点検評価するとともに内部質

保証システムが機能しているかどうかについての検証、及び本学のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの実効性についての検証を行い、評価結果を自己点検・評価報告書として常務理事会に報告します。

- 6) 常務理事会は、中期計画等の進捗状況等を確認し、必要がある場合には学長に助言・提案を行います。
- 7) 学長は、常務理事会からの助言・提案を加味した自己点検・評価結果に基づいて、「大学運営会議」において内部質保証における課題の抽出を行い、「教学マネジメント会議」に課題改善を指示します。
- 8) 「教学マネジメント会議」は、具体的な実行組織等について審議後、学部・研究科、その他の部局等に改善計画の策定及び実施を指示します。
- 9) 次年度には、学部・研究科、その他の部局等における自己点検・評価結果、個別委員会及び全学委員会による自己点検・評価結果によって改善の状況は検証され、「教学マネジメント会議」が、さらなる改善に繋がります。
- 10) 学長室 IR 推進課は、これら改善を進める上で必要となるデータ提供及び分析について、各組織との連携のもと情報共有を図り、PDCA サイクルの適切な運用を支援します。

### 3. 学長及び組織

内部質保証の基本方針を実現するために、学長及び各組織は、以下の役割と責務を持ちます。

#### 1) 「学長」

学長は、「教学マネジメント会議」、「大学運営会議」の長として、大学の各組織が、内部質保証システムの中で任務を的確に果たすように努めます。

#### 2) 「教学マネジメント会議」(P)

全学の内部質保証の推進に責任を負う組織として、「教学マネジメント会議」を置きます。「教学マネジメント会議」は、「全学委員会」が策定する自己点検・評価報告書の評価結果に基づいて、「大学運営会議」において抽出された内部質保証に関わる課題を改善するための具体案を全学（学部、研究科、各種センター、その他の部局、全学常置委員会）(D) に指示します。

#### 3) 「全学点検評価委員会（全学委員会）」(C)

毎年度の学内における自己点検・評価と継続的な改善を検証して学長に報告する組織として、全学委員会を置きます。質保証に関する各種方針の策定や毎年度の各学部・研究科、諸組織の自己点検・評価に関する運用支援等を行い、本学のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの実効性について定期的に検証する役目も担います。さらに、第三者機関による外部評価（認証評価）

への対応に責任を負います。

4) 「個別点検・評価委員会（個別委員会）」(C)

個別委員会は、領域（大学基準協会の基準及び本学独自の事項）ごとの教育研究活動等について毎年度自己点検・評価を行い、結果を全学委員会に自己点検・評価報告書原案として報告することで質保証の一端を担います。

5) 「大学運営会議」(A)

「大学運営会議」は、常務理事会からの助言・提案を加味した自己点検・評価報告書に基づいて、内部質保証における主要な課題を抽出して「教学マネジメント会議」に改善案を提案し、対応を指示します。

6) 「点検評価情報管理部（点検管理部）」

本学の内部質保証システムが円滑に運用されるように、各組織と連携して PDCA サイクルの展開を確認する組織として点検評価情報管理部（点検管理部）を置きます。点検管理部は、特に個別委員会が全学委員会に評価報告書原案を提出する際には、領域ごとの点検評価シート及び各組織の自己点検・評価報告書に基づいて、それらを集約編集することにより、個別委員会を支援する役目を担います。また、学部・研究科、その他の部局が自己点検・評価を行う際に、学長室 IR 推進課と連携してデータ及び分析結果の利用を促すことで支援する役目も担います。

7) 「学長室 IR 推進課」

学長室 IR 推進課は、内部質保証を進める上で必要となるデータ提供及び分析を行う組織として置きます。学長室 IR 推進課は、各組織との連携のもと、検証の根拠となるデータ及び分析結果により PDCA サイクルの円滑な運用を支援します。

8) 「学部、研究科」

学部・研究科では、学位プログラムレベルの教育研究の質保証と向上を図るために、自己点検・評価を実施し、組織内の PDCA を展開します。また、学科としてのディプロマポリシーの学習成果を測定して、教育の評価を行い、組織として教育改善を進める責務を持ちます。その際、授業科目レベルの PDCA を回すことによって授業改善が行われていることに責任を持ちます。

9) 「各種センター、その他の部局」

各種センター、その他の部局（図書館、美術館、事務局）は、自己点検・評価を実施し、組織内の PDCA を展開します。

10) 「全学常置委員会」

全学常置委員会は、自己点検・評価を実施し、委員会内の PDCA を展開します。

11) 「常務理事会」

常務理事会は、中期計画等の進捗状況等を経営的観点から確認し、必要がある場合には学長に助言・提案を行います。

#### 4. 情報公開

自己点検・評価結果、大学認証評価結果、外部委員による評価結果及び教育研究活動、学修成果・教育成果を公開します。

#### 5. 検証と改善

内部質保証システムの有効性と適切性について、全学委員会が定期的に検証した結果をもとに、教学マネジメント会議は改善を実施します。